

第一回國會
衆議院
司法委員會會議錄第三十七号

昭和二十二年九月二十三日(火曜日)

午後二時二十二分開議

出席委員

委員長 松永 義雄君

理事 荊木 一久君 理事 鍛冶 良作君

榊原 千代君 打出 信行君

中村 俊夫君 中村 又一君

八並 達雄君 吉田 安君

北浦 圭太郎君 佐藤 昌三君

明禮 三郎君 大島 多蔵君

出席政府委員

司法事務官 赤木 晴君

委員外の出席者

専門調査員 村 敦三君

本日の會議に付した事件

裁判所豫備金に關する法律案(内閣提出)(參議院送付)(第六〇號)

○前木委員長代理 會議を開きます。

これより裁判所豫備金に關する法律案を議題といたしまして、政府の説明を求めます。赤木政府委員。

裁判所豫備金に關する法律案

第一條 裁判所の豫備金は、最高裁判所長官が、これを管理する。

第二條 裁判所の豫備金を支出する

には、事前に、時宜によつては事後に、最高裁判所の裁判官會議の承認を経なければならない。

附則

この法律は、公布の日からこれを施行する。

○赤木政府委員 ただいま上程されました裁判所豫備金に關する法律案につ

きまして、提案理由を申し上げます。

裁判所法におきましては、裁判所の經費について規定を設けまして、これを獨立して國の豫算に計上いたし、その經費中には豫備金を設けるべき旨を定めておるのであります。従いましてその豫備金の管理につきまして定めをなす必要があるものでありまして、ここにこの法律案を提出いたす次第でございます。すなわち國會の豫備金に關し、昭和二十二年法律第八十二號が制定施行されましたことは御承知の通りでありまして、この法律案は、これと同様の趣旨に出たものであります。

この法律案におきましては、裁判所の豫備金は最高裁判所長官がこれを管理するものとしたしまして、その支出につきましては、最高裁判所の裁判官會議の承認を経なければならないとしたしております。

以上はなほだ簡單ではありますが、提案の理由を申し上げます。何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○前木委員長代理 本日は質疑にはいらず、これで審議を打切つておきます。

本日はこれにて散會いたします。

午後二時二十四分散會

昭和二十二年十一月六日印刷

昭和二十二年十一月七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局